

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩倉市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩倉市長

公表日

令和6年4月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種を実施すると共に、接種事務に係る履歴の管理及び報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の履歴の管理に関する事務 ③健康被害救済の給付の支給に関する事務 ④実費の徴収に関する事務 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録に関する事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務 ・予防接種の実施後に接種者からの申請(現行の窓口や郵送による文書での申請、サービス検索・電子申請機能による申請)に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務
③システムの名称	健康管理システム(予防接種) 中間サーバ ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、別表第一の10の項、第93の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 【情報照会】16-2、17、18、19、115の2項 【情報提供】16-2、16-3、115の2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども未来部 健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	IV リスク対策	記載なし	リスク対策項目の記入	事後	
令和2年4月1日	I-5	健康福祉部 健康課・健康課長 長瀬 信子	健康福祉部 健康課・健康課長 原 咲子	事後	
令和3年3月10日	I-1②	予防接種法(昭和23年法律第68号、以下「法」といふ。)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の履歴の管理に関する事務 ③健康被害救済の給付の支給に関する事務(法第5条第1項、第6条第1項、第3項) ④実費の徴収に関する事務 ⑤新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種を実施すると共に、接種事務に係る履歴の管理及び報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の履歴の管理に関する事務 ③健康被害救済の給付の支給に関する事務 ④実費の徴収に関する事務 ⑤新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務	事後	
令和3年3月10日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」といふ)第9条第1項 別表第一の10の項、第93項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2	事後	
令和3年3月10日	I-4②	番号法第19条第7号 別表第二の17、18、19の項	番号法第19条第7号及び別表第二【情報照会】17、18、19、115の2項【情報提供】115の2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第13条、第13条の2	事後	
令和3年3月10日	I-5②	健康課長 原 咲子	課長	事後	
令和3年3月10日	I-7	総務部 行政課	総務部 行政課 行政課482-6886 愛知県碧南市栄町一丁目66番地0557-38-5804	事後	
令和3年3月10日	I-8	総務部 行政課	総務部 行政課482-6886 愛知県碧南市栄町一丁目66番地0557-38-5804	事後	
令和3年4月7日	I-1②	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種を実施すると共に、接種事務に係る履歴の管理及び報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の履歴の管理に関する事務 ③健康被害救済の給付の支給に関する事務 ④実費の徴収に関する事務 ⑤新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種を実施すると共に、接種事務に係る履歴の管理及び報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の履歴の管理に関する事務 ③健康被害救済の給付の支給に関する事務 ④実費の徴収に関する事務 ⑤新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録に関する事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務	事後	
令和3年4月7日	I-2③	健康管理システム(予防接種)・中間サーバ	健康管理システム(予防接種)・中間サーバ・ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年4月7日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」といふ)第9条第1項 別表第一の10の項、第93項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」といふ)第9条第1項、第19条第5号(委託先への提供)、同第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供(照会のみ)、別表第一の10の項、第93の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2	事後	
令和3年4月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二	・番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和3年4月18日	I-1②	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種を実施すると共に、接種事務に係る履歴の管理及び報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の履歴の管理に関する事務 ③健康被害救済の給付の支給に関する事務 ④実費の徴収に関する事務 ⑤新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録に関する事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種を実施すると共に、接種事務に係る履歴の管理及び報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の履歴の管理に関する事務 ③健康被害救済の給付の支給に関する事務 ④実費の徴収に関する事務 ⑤新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録に関する事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務 ・予防接種の実施後に接種者からの申請(現行の窓口や郵送による文書での申請、サービス検索・電子申請機能による申請)に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務	事後	
令和3年4月30日	I-1②	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種を実施すると共に、接種事務に係る履歴の管理及び報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の履歴の管理に関する事務 ③健康被害救済の給付の支給に関する事務 ④実費の徴収に関する事務 ⑤新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録に関する事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務 ・予防接種の実施後に接種者からの申請(現行の窓口や郵送による文書での申請、サービス検索・電子申請機能による申請)に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種を実施すると共に、接種事務に係る履歴の管理及び報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の履歴の管理に関する事務 ③健康被害救済の給付の支給に関する事務 ④実費の徴収に関する事務 ⑤新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録に関する事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務 ・予防接種の実施後に接種者からの申請(現行の窓口や郵送による文書での申請、サービス検索・電子申請機能による申請)に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務	事前	
令和3年4月30日	I-1③	健康管理システム(予防接種)・中間サーバ・ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム(予防接種) 中間サーバ・ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能	事前	
令和3年12月28日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」といふ)第9条第1項、第19条第5号(委託先への提供)、同第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供(照会のみ)、別表第一の10の項、第93の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」といふ)第9条第1項、第19条第5号(委託先への提供)、同第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供(照会のみ)、別表第一の10の項、第93の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2	事前	
令和4年4月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当事務 ①部署	健康福祉部 健康課	健康 ことも未来部 健康課	事後	組織・機構の見直しのため